

プリペイド電話クレジット、SIMカード・スターターパック、電子トークン及びバウチャーの販売及び流通にかかる課税処理^{P1}

プリペイド電話クレジット、SIMカード・スターターパック、電子トークン及びバウチャーの販売及び流通にかかる課税処理

財務大臣は、プリペイド電話クレジット (*pulsa*)、SIMカード・スターターパック (*kartu perdana*)、電子トークン及びバウチャーの販売及び流通にかかる付加価値税 (VAT) 及び源泉税課税処理に関するガイドラインを規定した規則 No.PMK-6¹ を公布しました。

原則として、PMK-6ではサービス及び製品にかかる課税処理をそれぞれ区別しています。PMK-6下の課税処理の要点は以下のとおりです。

A. サービス

PMK-6で網羅される販売及び流通サービスは以下のとおりです：

- a. 流通業者によるトークン流通に関連する取引決済サービス
- b. バウチャープロバイダー(提供者)によるバウチャー (例えば、毎日の値引きバウチャー) を利用したマーケティングサービス。具体的には下記のいずれかを含む：
 - マーチャント又はサービスプロバイダー(サービス業者)による製品プロモーションのためのウェブサイトの提供
 - 潜在的な買手を対象としたディスカウントプログラム紹介のための電子コミュニケーションの提供、又は
 - 買手がマーチャント又はサービスプロバイダーに提出して引換が可能なバウチャーの発行、管理及び配送・引渡
- c. バウチャー提供者又は流通業者によるバウチャー流通に関連する取引決済サービス。具体的には、買手又は流通業者へのバウチャーの発行、管理及び配送・引渡が含まれる。バウチャーにはギフトバウチャー、アプリケーションバウチ

¹ 財務大臣規則 No.6/PMK.03/2021 (PMK-6) :2021年1月22日付公布、2021年2月1日付発効

ヤー、又はオンラインコンテンツバウチャー（オンラインゲームバウチャーを含む）が該当する。

- d. バウチャープロバイダーがプリンシパル(本人)に提供するカスタマーロイヤリティ/報酬プログラムに関連するサービス。具体的には下記のいずれかを含む：
- プリンシパルが発行した報酬ポイントの管理
 - バウチャーの発行及び管理
 - 買手がマーチャント又はサービスプロバイダーに提出して引換が可能なバウチャーの配送・引渡、又は
 - 買手への現金報酬の配布

上記のサービスから得る収益はVAT及び第23条源泉税の課税対象となります。

VAT課税標準は、コミッション/フィー/管理収益又はマージンの形式による払戻額です。上記の(b)、(c)又は(d)で言及される収益のうち、コミッションに基づかずマージンも無い場合、VAT課税標準は「その他の価額」となります。これは、実際の請求額の10%若しくは請求されるべきだった価額の10%です（即ち、実質的にVAT額は請求額の1%、つまりVAT税率10% x 請求額の10%であることを意味する）。これらのサービスに関連するインプットVATは、「その他の価額」を適用する取引を除いて、控除ができます。

B. 製品

1. プリペイド電話クレジット及びSIMカード・スターターパック

VAT

VATは一般的に、流通チェーン内における全ての当事者によるプリペイド電話クレジット及びSIMカード・スターターパックの配送・引渡に対して課税されます。しかしながら、実務上、VATは、電気通信サービスプロバイダー、ファーストティア流通業者及びセカンドティア流通業者のレベルでのみ徴収されます。それより川下の流通業者による配送・引渡にかかるVATは、セカンドティア流通業者のレベルで一度しか徴収されません。ただし、それより川下の流通業者がVAT課税対象事業者（Pengusaha Kena Pajak/ PKP）である場合、これらの非VAT課税対象配送・引渡について、依然として自らのVAT申告書にて報告しなければなりません。

VAT課税標準は一般的に販売価格です。ただし、セカンドティア流通業者からそれより川下の流通業者に配送・引渡がされた場合を除きます。この場合、課税標準は「その他の価額」（即ち、請求額）になります。セカンドティア流通業者まではインプットVATとして控除可能ですが、それより川下の流通業者又は最終顧客はインプットVATとして控除することができません。

VATは、電気通信サービスプロバイダー、ファーストティア流通業者又はセカンドティア流通業者からの支払いを含む全ての支払いを受け取った時点で納税義務が生じます。

それより川下の流通業者がプリペイド電話クレジット及びSIMカード・スターターパックの販売のみを行う場合は、PKPへの登録は不要です。ただし、当該流通業者がその他のVAT課税対象の配送・引渡を行い、かつ、年間売上がIDR 48億ルピアを超える（プリペイド電話クレジット及びSIMカード・スターターパックを含む製品の売上高）場合は、当該流通業者はPKPとして登録しなければなりません。

第22条所得税 (Pajak Penghasilan Pasal 22/PPh 22)

PPh 22は、セカンドティア流通業者兼PPh 22徴収者がプリペイド電話クレジット及びSIMカード・スターターパックを販売した場合に課税・徴収されます。課税標準は請求額の0.5% (川下流通業者への配送・引渡の場合) 又は販売価格 (末端顧客への配送・引渡の場合) です。

下記のいずれかに該当する川下流通業者又は末端顧客からの支払いに対しては例外規定が適用されます:

- 取引額がIDR 200万ルピア以下であること (VATを除き、かつ、割賦払いでないこと)
- 銀行であること、又は
- 政府規則2018年第23号に基づく有効な課税免除通知書 (*Surat Keterangan Bebas*) を有すること

2. プリペイド電子トークン

PMK-6では、電子トークンはVAT課税対象財であるものの、これは戦略的な財として区分されているため、従って、電気送電事業者又は流通業者のいずれかが提供するプリペイド(前払い)電子トークンの配送・引渡については、VATは免除されると規定されています。

3. バウチャー

PMK-6では、バウチャー自体のVAT課税処理と、バウチャーが代表する原製品の財貨/サービスのVAT課税処理とについて区別しています。原製品がVAT課税対象財貨又はサービスを構成する場合、通常のVAT課税処理が適用されます。

ただし、下記の全てに対してVATの納付義務は生じません:

- バウチャープロバイダーから買手、並びに買手からプリンシパルへのバウチャーの配送・引渡(引換時において)
- カスタマーロイヤリティプログラム下での報酬ポイントの付与、並びに
- バウチャープロバイダーから買手への現金報酬の分配

バウチャー、ポイント、現金又はその他の形式による報酬は全て所得税課税対象となります。

C. VATインボイス

PKPとして登録されている電気通信サービスプロバイダー、流通業者及びバウチャープロバイダーは、VATインボイスを発行しなければなりません。当該事業者による支払いの領収書 (*struk*) はVATインボイスと同等の文書として取り扱われます。

Your PwC Indonesia Contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@pwc.com

Hisni Jesica
hisni.jesica@pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@pwc.com

Amit Sharma
amit.xz.sharma@pwc.com

Kianwei Chong
kianwei.chong@pwc.com

Susetiyo Putranto
susetiyo.putranto@pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@pwc.com

Oki Octabiyanto
oki.octabiyanto@pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@pwc.com

Omar Abdulkadir
omar.abdulkadir@pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@pwc.com

Dexter Pagayonan
dexter.pagayonan@pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@pwc.com

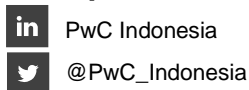
Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@pwc.com

www.pwc.com/id



If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2021 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.